

## 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館定款

### （目的）

第1条 この地方独立行政法人は、関係医療機関との連携のもと、主として高度・専門医療及び救急医療を提供し、また、医療従事者の研修等の業務を行うことにより、県民医療の確保と医療水準の向上に寄与することを目的とする。

### （名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館（以下「法人」という。）と称する。

### （設立団体）

第3条 法人の設立団体は、佐賀県とする。

### （事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を佐賀市に置く。

### （法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

### （公告の方法）

第6条 法人の公告は、佐賀県公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により佐賀県公報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

### （役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

( 役員の職務及び権限 )

第 8 条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は佐賀県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

( 任命 )

第 9 条 理事長及び監事は、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

( 役員の任期 )

第 10 条 理事長及び副理事長の任期は 4 年とし、理事及び監事の任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

( 設置及び構成 )

第 11 条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

( 招集 )

第 12 条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

- 2 理事長は、副理事長及び理事の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求が

あったときは、理事会を招集しなければならない。

( 議事 )

第 13 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

( 議決事項 )

第 14 条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 定款の変更に関する事項
- (2) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 年度計画に関する事項
- (4) 予算の作成及び決算に関する事項
- (5) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

( 公共的な施設の設置 )

第 15 条 法人が設置し、運営する第 1 条の目的を達成するため設置する公共的な施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

| 名称        | 所在地 |
|-----------|-----|
| 佐賀県立病院好生館 | 佐賀市 |

(業務の範囲)

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療従事者の研修及び育成を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

(緊急時における知事の要求)

第17条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事が必要と認める場合に、知事から前条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第67条第1項の規定により佐賀県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。  
2 法第67条第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第20条 法第92条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、佐賀県に帰属する。

(規程への委任)

第21条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表第 1 ( 第 19 条関係 )

土 地

| 所在地              | 地積 ( m <sup>2</sup> ) |
|------------------|-----------------------|
| 佐賀市水ヶ江四丁目 43 番 2 | 1,617.09              |
| 佐賀市城内二丁目 256 番   | 334.15                |
| 佐賀市城内二丁目 255 番   | 649.80                |
| 佐賀市城内二丁目 365 番   | 1,388.42              |
| 佐賀市鬼丸町 287 番     | 396.69                |

別表第 2 ( 第 19 条関係 )

建 物

| 施設名 | 所在地 | 延床面積 ( m <sup>2</sup> ) |
|-----|-----|-------------------------|
| -   | -   | -                       |